当基金の給付金を受給される方へ

名古屋薬業企業年金基金

生年月日・個人番号（マイナンバー）関係書類のご提出にあたって

当基金から年金や一時金などの「給付金」を受給いただく際は、各種法律及び法令に則った生年月日と個人番号の確認に必要な関連資料のご提出をいただくことが必要となっております。

お手数ですが、パターンA～Cのいずれかの方法で関係書類のご提出をお願いします。

なお、ご提出いただいた関係書類は**「生年月日の確認」及び「基金の年金又は一時金の給付にかかる源泉徴収票等作成事務」においてのみ使用**するものです。

それ以外の目的には使用いたしません。

クリップ留めの「個人番号マスクシール」は、提出書類に「番号を隠すように」貼り付けて下さい。

パターンA　個人番号カードをお持ちの方

「個人番号カード」の両面をコピーしたものが、今回の関係書類となります。

パターンB　個人番号カードをお持ちでない方

「番号確認書類」＋「本人確認書類」で、今回の関係書類となります。

番号確認書類	下記①～③のいずれか。ただし、 ・ ①は「記載されている氏名・住所等の内容が、現状の住民票情報と一致している方」に限ります。記載内容と現状の住民票情報に相違がある場合、使用できません。 ・ ②と③の場合「提出日から3か月以内に発行されたもの」に限ります。

両方必要

① 「個人番号通知カード」のコピー　→　番号制度の施行当初、簡易書留で郵送されてきた通知書

② 個人番号が記載された「住民票」　　③ 個人番号が記載された「住民票記載事項証明書」

②又は③で対応される場合は、下記の内容にもご留意のうえ準備をお願いいたします。
・役場によっては「個人番号の記載を希望する旨」をお伝えしないで交付申請を行った場合、個人番号が省略され、個人番号の記載がない状態で発行されることがございます。
必ず、個人番号の記載を依頼のうえ交付申請を行ってください。

本人確認書類	下記①～⑦のいずれか。ただし①～⑥の場合は1種類準備いただければ結構ですが、⑦の場合は「2種類以上準備」いただく必要があります。

① 「運転免許証」のコピー　　② 「パスポート」のコピー

③ 「在留カード」のコピー　　④ 「特別永住者証明書」のコピー

⑤ 「住民基本台帳カード」のコピー

⑥ 「運転免許経歴証明書」のコピー　→　ただし、平成24年4月1日以降に発行されたもの

⑦ 「年金手帳」や「健康保険資格確認書」、「雇用保険被保険者証」など「顔写真が付いていない公的機関が発行した証明証等」のコピー　→　こちらは2種類以上のコピーが必要です。

※　本人確認書類について、①～⑦のいずれも準備ができない場合は、基金までご連絡下さい。

ご注意下さい。
⑦に該当する証明書類のうち「健康保険資格確認書」は、コピーを作成後「下記3か所の内容を黒塗り」にしていただくなどの、マスキング加工を施していただく必要がございます。
なお、「健康保険証」は令和7年12月から、本人確認書類としての利用はできません。ご注意願います。

・保険者番号、被保険者記号、被保険者番号の3か所を黒塗り

パターンCは裏面に記載しております

2025.12

パターンC
①パターンAの個人番号カードは所持しておらず、
②パターンBの個人番号通知カードの「記載氏名・住所等」が現状の住民票情報と異なっている方

「番号確認書類」 ＋ 「本人確認書類」で、今回の関係書類となります。

番号確認書類 （両方必要）	個人番号が記載された「住民票」又は「住民票記載事項証明書」 なお、役場によっては「個人番号の記載を希望する旨」をお伝えしないまま交付申請を行った場合、個人番号が省略され、個人番号が記載されない状態で発行されることがございます。必ず、個人番号の記載を依頼のうえ交付申請を行ってください。
本人確認書類	下記①～⑦のいずれか。ただし①～⑥の場合は1種類準備いただければ結構ですが、⑦の場合は「2種類以上準備」いただく必要があります。

① 「運転免許証」のコピー
② 「パスポート」のコピー
③ 「在留カード」のコピー
④ 「特別永住者証明書」のコピー
⑤ 「住民基本台帳カード」のコピー
⑥ 「運転免許経歴証明書」のコピー → ただし、平成24年4月1日以降に発行されたもの
⑦ 「年金手帳」や「健康保険資格確認書」、「雇用保険被保険者証」など「顔写真が付いていない公的機関が発行した証明証等」のコピー → こちらは2種類以上のコピーが必要です。

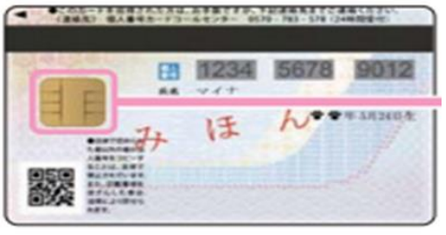
※ 本人確認書類について、①～⑦のいずれも準備ができない場合は、基金までご連絡下さい。

ご注意下さい。
⑦に該当する証明書類のうち「健康保険資格確認書」は、コピーを作成後「下記3か所の内容を黒塗り」にしていただくなどの、マスキング加工を施していただく必要がございます。
なお、「健康保険証」は令和7年12月から、本人確認書類としての利用はできません。ご注意願います。
・保険者番号、被保険者記号、被保険者番号の3か所を黒塗り

パターンA 「個人番号カード（マイナンバーカード）」 の見本



＜おもて面＞



＜うら面＞

パターンBの番号確認書類「個人番号通知カード」 の見本



【おもて面】



【うら面】

見本は「総務省ホームページ」より抜粋

ご不明な点は下記までご連絡下さい

名古屋薬業企業年金基金 TEL 052－231－5550

2025.12